

規制改革推進会議
投資等WG資料

債権法改正を見据えた資金調達の円滑化
-債権流動化、債権譲渡担保による資金調達の促進-

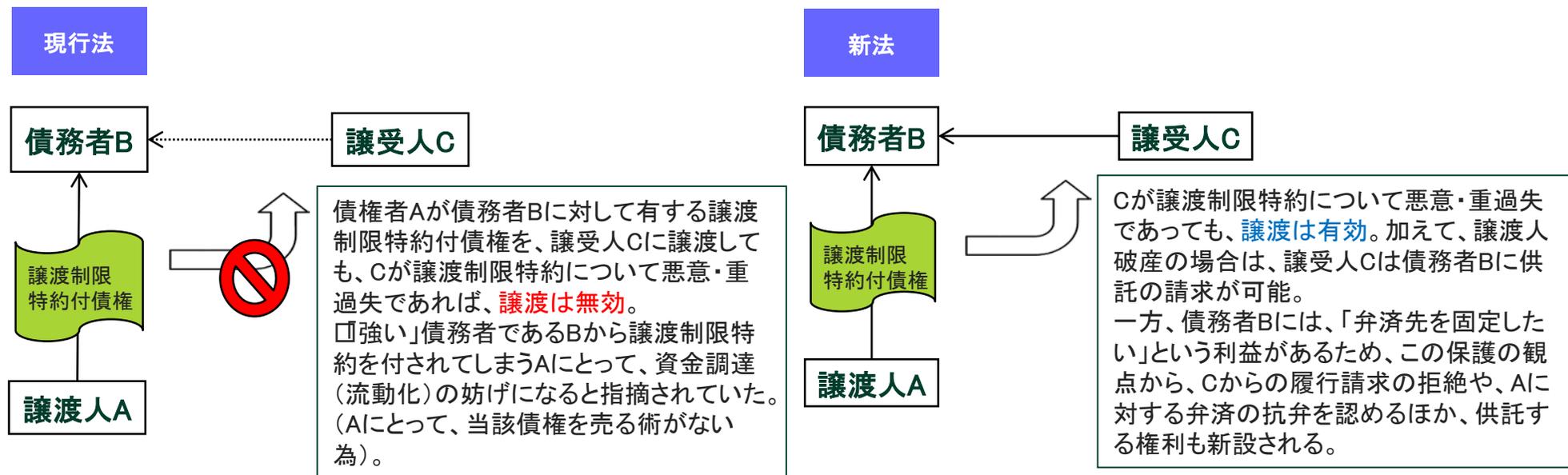
2017年9月26日
都銀懇話会

■ 民法(債権法)改正の概要と問題認識

[改正民法(債権法)における、債権譲渡制限特約の相対効化]

✓現行民法では、当事者(債権者・債務者)間の契約により債権譲渡禁止特約が付されている場合の債権譲渡は原則無効とされており、債権を担保とした、もしくは債権譲渡(流動化)による中小企業等の資金調達の障害となっている。

✓今般の民法(債権法)改正(2017年5月26日成立、3年内施行)により、債権譲渡禁止(制限)特約が付されても債権譲渡自体は有効とされたため、債権を担保とした資金調達が活発になると期待されている。

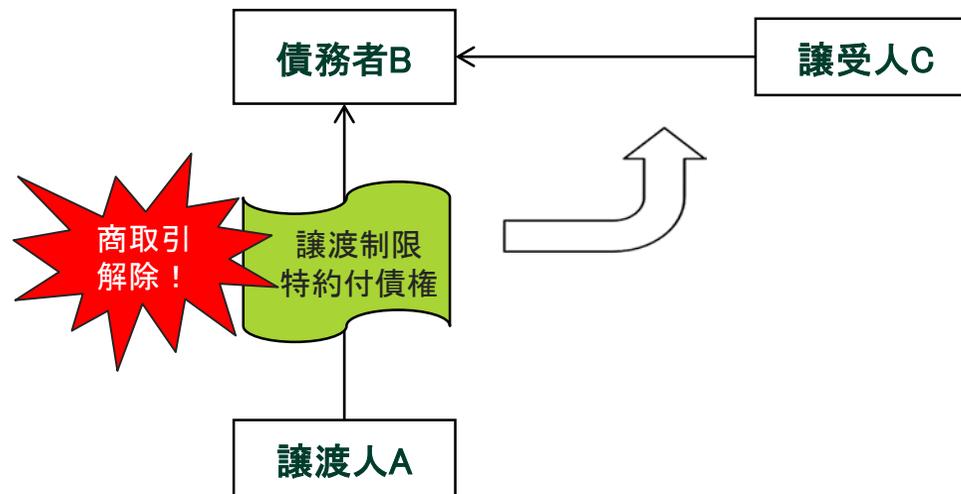


✓もともと、新制度には、民法のみで解決できない問題(強い債務者による契約解除・取引停止等の可能性の問題)が指摘されている。

■ 民法(債権法)改正の概要と問題認識

[強い債務者による契約解除・取引停止等の可能性の問題]

- ✓譲渡制限特約の付された債権を、債務者の承諾を得ずに譲渡(無承諾譲渡)することは、改正民法上有効である。
- ✓しかし、資金調達・支援継続等を目的とした無承諾譲渡であっても、なお、債権者(譲渡人)・債務者間の合意に違反する行為であると評価し、譲渡人の債務者に対する債務不履行を構成し得るとして、債権発生原因たる契約(原因契約)の解除もしくは契約更新の見送りをもたらす可能性が指摘されている。
- ✓さらに、原因契約の解除等を「惹起」した譲受人のコンプライアンス上の問題も指摘されている。



□改正民法の趣旨に鑑み、これらの「取引解除可能性」を合理的に排除する施策が必要。

■ 要望内容

1. 原因契約の解除を規制する政策上の手当

[要望]

- 中小企業の資金調達の妨げとなる原因契約解除等の規制・牽制をすること。
- 具体的には、資金調達・支援継続等を目的とした「無承諾譲渡」のみを原因とする原因契約解除は禁止する旨の独禁法ガイドライン(または下請法)の改正・明確化を行うこと。また、譲渡制限特約が盛り込まれている業界雛形を改訂すること。

2. コンプライアンス違反とならない態勢整備のための手当

[要望]

- 「中小企業の資金調達の円滑化」を題目として、譲受人が安易かつ高圧的に「無承諾譲渡」を助長することは回避すべきである。もっとも、譲受人のコンプライアンス上の問題がある限り、改正民法の趣旨を踏まえた活用は困難。
- そこで、「譲渡人(中小企業)の保護(例:金融機関における顧客保護)」の観点から、譲渡人にとって真に必要な譲渡であることを担保しつつ、譲受人のコンプライアンス違反とならない態勢整備を構築することが必要(例:従来の担保評価の見直し)。

■ 要望の背景(活用の必要性) - ①

1. 現在の債権活用状況

- ✓ 売掛金・受取手形残高: 約217兆円 (2017/3 うち売掛金が8~9割。法人企業統計調査より)
- ✓ 活用残高
 - ・ 売掛金流動化残高: 約4兆円 (2017/3 流動化・証券化協議会より)
 - ・ ABL残高: 約0.4兆円 (2015/3 在庫含む運転資金。経済産業省産業経済研究委託事業報告書より)
 - ・ 一括決済残高: 凡そ10兆円強(ヒアリング等による債権発生残高。統計資料無し)

⇒ 売掛債権の活用は限定的 1割程度か

2. 拡大を阻害する要因

■ 譲渡制限特約の存在

- ✓ 仕入先(債務者)に優位な(売買等の)契約
 - ・ 大企業を頂点とするサプライチェーンの構造
 - ・ 強力なバイイングパワーの構造
- ✓ 雛形化による効率化・業界慣習
 - ・ ex. 工事請負契約(約款雛形に記載。公共、民間)
 - ・ ex. 賃貸借契約(テナントの入居保証金返還請求権)

■ その他要因

- ✓ 債権のクレジット、相殺、債権発生の確実性、フロウド(詐欺)、入金確保リスク等

■ 要望の背景(活用の必要性) - ②

3. 債務者(支払者側)の今までの対応

- ✓ 資金調達スキームを提供済
 - ・手形・電子記録債権での支払
 - ・一括決済スキームの用意
 - ・制度融資的手法の用意
- ⇒ 対象企業が限定的(下請法対象企業等が主)
 調達期間が限定的(下記表ご参照)

各種資金調達手法と調達時期

(資金調達期間 )

時期	在庫仕入	受注・製造	販売・納品	μ(締め)	手形等	決済
債権発生ステータス	原材料等在庫	製造中在庫	売掛債権		手形・一括決済等	
			 日々の債権発生から手形等受領まで 30~60日のタイムラグあり (月末締め翌月末払いの場合)			
ABL(Asset Based Lending)						
PO(Purchase Order)ファイナンス						
売掛債権流動化・担保						
手形債権流動化・割引						
一括決済等のスキーム						

(都銀懇話会作成)

■ 要望の背景(活用の必要性) - ③

4. 幅広いプレイヤーでの活用

✓期待されるプレイヤー

- ・金融機関
- ・リース会社等ノンバンク
- ・貸金業者等ノンバンク
- ・金融機関・ノンバンク以外

⇒コンプライアンス(レピュテーション)上のリスクを整理し、活用に踏み出せるのか
特に金融機関は他のプレイヤーよりも慎重になる懸念あり
(コンプライアンス上の問題が解消されない限り、活用は困難)

5. より一層の世の中の醸成作り、確立

- ✓施行時にスタートできる材料(例:従来の担保評価の見直し)
- ✓実際の活用、拡大

⇒国・地方自治体等、金融機関、大企業、中小企業、法律家・弁護士等
各々の準備・対応の必要性・期待

最後に